「あんしん交換保証利用規約」新旧対照表

改定前 （2026 年 6 月 1 日付）	改定後 （2026 年 10 月 21 日付）
第 2 章　本サービスおよび利用契約 **第 5 条（利用申し込みの承諾）**	**第 2 章　本サービスおよび利用契約** **第 5 条（利用申し込みの承諾）** (4) SoftBank 光の契約成立後に速度変更と同時に本サービスを申し込む場合は、当該速度変更の完了日（SoftBank 光サービス規約第 15 条 2 項に定義）を本サービスの契約成立日とします。
第 3 章　利用料金等 **第 9 条（利用料金）** (2) 接続機器の機種変更の申し込み、または接続機器の追加のレンタル契約の申し込みと同時に本サービスに申し込みした場合、本サービスの契約成立日と同日とします。	**第 3 章　利用料金等** **第 9 条（利用料金）** (2) 接続機器の機種変更の申し込み、接続機器の追加のレンタル契約の申し込み、または SoftBank 光の契約成立後に速度変更と同時に本サービスに申し込みした場合、本サービスの契約成立日と同日とします。